

平成 2 6 年度 第 1 回定期監査実施計画書

監査の種別	定期監査														
監査の対象	総合企画局 健康福祉局（総務部、地域福祉部、生活保護・自立支援室） 建設緑政局 議会局														
監査の範囲	平成２５年度及び平成２６年度の財務に関する事務の執行														
監査の期間	平成２６年９月１日から平成２６年１１月下旬まで														
監査の項目・ 着眼点など	1 項 目 (1)予算執行事務 (2)収入事務 (3)支出事務 (4)契約事務 (5)財産管理事務 2 主な着眼点 (1)予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。 (2)調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。 (3)債権管理事務は適切に行われているか。 (4)補助金等について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 (5)契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。 (6)財産の取得、処分及び管理は適正に行われているか。 3 方 法 行政情報システムの検索等の機能を活用した確認・審査を基本に、電子決裁以外の分の書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行う。 また、対象部局に対する前回監査での指摘事項について、改善状況を確認するとともに、対象部局ごとの事業実態や各執行課の特色を踏まえて実査を行う。 なお、必要があると認められる場合、地方自治法第１９９条第８項に基づき、関係人調査等を行う。														
監査の日程	<table><tr><td>8/下旬</td><td>9/1</td><td>10/中旬</td><td>11/月上旬</td><td>11/中旬</td><td>11/下旬</td><td>12/月上旬</td></tr><tr><td>実施通知</td><td>実査開始</td><td>中間報告</td><td>実査終了</td><td>局内討議</td><td>委員会議</td><td>提出・公表</td></tr></table>	8/下旬	9/1	10/中旬	11/月上旬	11/中旬	11/下旬	12/月上旬	実施通知	実査開始	中間報告	実査終了	局内討議	委員会議	提出・公表
8/下旬	9/1	10/中旬	11/月上旬	11/中旬	11/下旬	12/月上旬									
実施通知	実査開始	中間報告	実査終了	局内討議	委員会議	提出・公表									